

第三葛西小学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。(いじめ防止対策推進法第1条)

本基本方針は、学校・家庭・地域その他関係者の連携のもと、いじめ防止のための対策を総合的、効果的に推進するために策定する。

1 基本理念

いじめは全ての児童に関係する問題である。全ての児童が安心して学習や様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止の対策は、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。全ての児童がいじめを行わず、及び、他の児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないようにするために、いじめが児童の心身に及ぼす影響やいじめの問題に関する児童の理解を深めていく。いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、家庭、地域、関係諸機関との連携のもとに、いじめの問題を克服していくことを目指す。(いじめ防止対策推進法第3条)

「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめ行為と同様に許されない」という考えのもと、また、「いじめはどの学校、どの子どもにも起こりうるものである」という基本認識に立ち、第三葛西小学校の子どもが、豊かな人間関係の中で、いじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるよう全校挙げて努めていく。

2 いじめの定義といじめに対する本校の基本姿勢

「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。(いじめ防止対策推進法第2条)

いじめの定義を受け、下記を基本姿勢としていじめ防止のための対策を推進していく。

- 「いじめをしない、させない、許さ（見過ごさ）ない」という土壌をつくる。
- 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- 「いじめは絶対に許されない」という強い信念のもと、教職員の人権感覚を高める。
- 家庭・地域との連携を深め、一体となっていじめ問題に対応する。

3 いじめを未然に防止するための取組

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。保護者・地域・関係諸

機関との情報の共有、早期発見・解消に向けての連携に努める。(いじめ防止対策推進法第15条)

① 子どもが安心して生活できる学校・学級

- ・児童が自己有用感を高め、自尊感情を育むことができ、学校・学級の一員としての自覚をもてる学校・学級づくりを目指す。
- ・互いの人格を尊重し、思いやりの心をもって関わるができるようにするとともに、きまりやルールについての理解を深め、規範意識を身につけさせる。
- ・きょうだい学級活動等を通じて、相互の共感的な人間関係を築くとともに、上学年の自己肯定感・自尊感情を高められるようにする。
- ・学級での話し合い活動を大切にし、互いの考えを尊重することや合意形成ができるようにする。
- ・一人一人を大切にしたい楽しい授業・わかる授業を推進し、確かな学力の向上を図るとともに、学習活動での達成感・成就感を味わわせる。
- ・一人一人の教職員が自身の言動に十分留意しつつ、日常から子どもとのコミュニケーションを十分に図り、相談しやすい環境、子どもの訴えを受容的・共感的に聞く姿勢を大切にする。
- ・朝の挨拶、学習や休み時間等の様子から児童一人一人の小さな変化にも気づく目をもち、軽微ないじめも見逃さない。
- ・三葛西 SNS ルールにより、パソコンやスマートフォン、ゲームなどを使う時の約束を指導する。

② いじめを許さない指導

- ・全教育活動を通して、「いじめをしない、させない、許さ(見過ごさ)ない」という土壌をつくる。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との信念を様々な場面において児童に示すとともに、児童も同様の認識をもてるよう様々な機会を通して指導する。
- ・実際にはいじめをしなくてもはやし立てたり、いじめを見て見ぬふりをしたりすることはいじめを助長し、いじめに加担しているという自覚をもたせる。いじめを見たらやめさせたり、先生や他の友達等に知らせたりする行動をとることの大切さをわからせる。

4 いじめの早期発見・早期対応(解決)に向けての取組

① 早期発見に向けて

- ・「いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こりうる」という基本認識に立ち、全教職員で児童を見守り、気付いたことを共有する。
- ・児童の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合には、担任や学年、生活指導主任等で教育相談活動を行い、児童の悩み等を聞き、把握に努める。
- ・年3回の「ふれあい月間(6・11・2月)」にいじめに関するアンケートを実施したり、Q-u(学級満足度調査)を実施したりして、早期発見に努める。
- ・スクールカウンセラーによる5年生児童への全員面接を実施し、何かあれば躊躇することなく相談できる環境をつくる。
- ・いじめは学校の内外を問わず行われる行為であることから、保護者・地域と学校が、日頃から子どもの状況について気になる様子等が見られたら双方から積極的に情報を共有し、それぞれの立場で子どもに働きかける。

②いじめの早期対応（解決）に向けて

- ・いじめの問題を発見した時には、学級担任だけで抱え込むことなく、校長を中心にすべての教職員が対応を協議し、適切な役割分担をして組織的にいじめの解決にあたる。
- ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした指導をする。
- ・実際にいじめなくてもはやし立てたり、見て見ぬふりをしている立場の児童にも、いじめているのと同様であるということを指導する。
- ・学校内だけでなく、関係諸機関や専門家等と協力して解決にあたる。
- ・いじめられている児童の心の傷をいやすために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら指導を行っていく。
- ・いじめの問題が起きたときには保護者との連携をより密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

- ① 生活指導夕会：毎週 1 回（金曜日）。職員夕会時に生活指導に関わる話合いをもち、各学年で起こっている問題や心配な様子等、いじめに関わる情報交換を行う。
- ② 生活指導部会：毎月 1 回。問題を抱えている児童についての現状や指導について情報交換及び共通認識に基づいた共通行動（指導）についての話合いを行う。
- ③ スクールカウンセラーと情報を共有し、児童が相談をしやすい体制を整える。
- ④ いじめ対策委員会

いじめに関する措置を実効的に行うために、

校長、副校長、教務主任、生活指導主任、養護教諭、当該学級担任、当該学年主任、スクールカウンセラー、学校評議員によるいじめ対策委員会を設置する。いじめの解決に向けて委員会を開催する。